

## 訴訟に関する弊社の考えと原告支援団体の主張に対する反論

弊社のパート社員より平成 27 年 8 月 31 日付で提起された損害賠償請求訴訟につきまして、弊社としては現在係争中であり今も在職中の原告に配慮し、表立った反論は差し控えておりました。しかしながら、原告を支援する団体によるインターネットや街頭での署名活動により、弊社内で人種差別やパワーハラスメントが行われている等、事実と反する一方的な主張がなされ、拡散されております。このまま反論せず放置しておきますと、顧客やステークホルダーに弊社に対する誤った印象を与えかねませんので、弊社の考えと原告支援団体の主張に対する反論を述べさせていただきます。

弊社では、社員の方に参考にしていただくため、健康に関する内容や子育て、道徳や歴史認識に関する資料、書籍を随時全社員に配布しております。もちろん読む、読まないは社員の方の自由であり、関心があり、かつ業務に支障をきたさない範囲で読んでいただければよいものです。中には社員の方の考えとは異なる内容の資料もあるかと思いますが、会社として読むことを強制しているものではありませんし、強制でないことは繰り返し社内で周知しております。読まない社員がおられても不利な取り扱いを受けることはありません。また、配布している資料の多くは書籍やフェイスブック等公刊、公表されたものであり、これらを配布する行為は何ら違法性はないものと考えております。

原告を支援する団体は資料配布行為について、「ヘイトスピーチ」「人種差別」「パワーハラスメント」等主張、喧伝しておりますが、実情は上記の通りであり、そのような事実は一切ございません。

弊社と致しましては、今後も裁判において原告の訴えは理由がなく不当であるとの主張を行っていく所存でございます。

なお、原告、及び原告を支援する団体による上記行動は、虚偽の事実を流布し当社と当社社員の信用を貶める行為であり、弊社の被った損害に対して、適切な時期に、法的手続を含む対応をとることを検討しております。

平成 29 年 4 月

フジ住宅株式会社

代表取締役会長 今井光郎

代表取締役社長 宮脇宣綱